

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第15号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第20号を同項第21号とし、同項第19号の次に次の1号を加える。

(20) 委員会の公示に関すること。

第13条第2項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 委員会の公示に関すること。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 前条第2項の規定にかかわらず、教育長は、別に定めるところにより、同項第1号、第2号、第3号及び第6号に係る権限の一部を事務局の職員に委譲することができる。

「 指導主事室

学力向上推進室

第16条中

京都こどもモノづくり事業企画推進室

小中一貫教育推進室

」

「 指導主事室

を 下京渉成小学校教育企画推進室 に改める。

開晴小中学校教育企画推進室 」

第17条指導部の款学校指導課の項を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 学校教育の指導に関すること。
- (3) 学校教育の振興及び支援に関すること。
- (4) 地域と連携した学校教育活動の推進に関すること。
- (5) 人権教育に係る企画及び調整に関すること。

第17条指導部の款学校指導課の項の次に次の2項を加える。

下京渉成小学校教育企画推進室

- (1) 下京渉成小学校の教育に係る企画に関すること。

開晴小中学校教育企画推進室

- (1) 開晴小学校及び開晴中学校の教育に係る企画に関すること。

第17条指導部の款小中一貫教育室の項を削る。

第19条第6項中「学力向上推進室、京都こどもモノづくり事業企画推進室及び」を削り、「指導主事」の右に「子ども支援専門官」を加え、同条第8項の表生涯学習部の項中「マンガサミット企画推進課長」を削り、同条第9項の表総務部教育環境整備室の項中「設計係長」を「土木整備係長」に、同表指導部学校指導課の項中「初等教育係長 中等教育係長」を「企画係長 初等教育係長 中学校教育係長 高校教育係長 小中一貫教育推進係長 学校運営企画係長」に、同表生涯学習部の項中「生涯学習計画係長」

を削り、「みやこ子ども土曜塾推進係長」を「みやこ子ども土曜塾推進係長
放課後まなび教室推進係長」に改める。

第20条第6項中「，課長及び係長」を「及び課長」に改め，同条第16
項中「，指導主事」の右に「，子ども支援専門官」を加える。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)